

きらきらキッズ 事業所内保育事業重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 共同企業名の住所及び名称

企業名	三浦工業(株)	医療法人 佑心會	社会福祉法人福角会
住 所	松山市堀江町 7 番地	松山市福角町甲 1582 番地	松山市福角町甲 1829 番地

2 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 福角会
事業者の所在地	愛媛県松山市福角町甲 1 8 2 9 番地
事業者の電話番号・FAX	電話 089-978-5855 FAX089-978-5856
代表者氏名	理事長 山崎 隆
定款の目的に定めた事業	第1種社会福祉事業 障害者支援施設の経営

3 事業の概要

種 別	保育所型 事業所内保育事業			
名 称	きらきらキッズ			
所 在 地	愛媛県松山市福角町甲 1 2 8 5 番地 1			
電 話 番 号 ・ F A X	電話 089-995-8528 FAX089-995-8529			
責 任 者 氏 名	園長 芳野道子			
開 設 年 月 日	平成 2 8 年 4 月 1 日			
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0 歳児	1 歳児	2 歳児
	従業員枠	5 人	5 人	5 人
	地域枠	1 人	1 人	3 人
	合計	6 人	6 人	8 人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育 余裕活用型一時預かり事業			

4 施設・設備の概要

敷地面積		2074 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 2 階建て 建築面積 915.48 m ²	
	延 床 面 積	1330.46 m ²	
施設設備の数と面積	乳児・ほふく室	1 室	53.96 m ²
	保 育 室	1 室	20.3 m ²
	沐 浴 室	1 室	7.5 m ²
	調 理 室	1 室	38.72 m ²
	調 乳 室	1 室	3.28 m ²
	幼 児 ・ 乳 児 用 ト イ レ	4 個	6.75 m ²
	医 務 室	1 室	4.65 m ²
	収 納	1 室	2.7 m ²
	布 団 保 管 室	1 室	7.5 m ²
	パ ル コ ニ ー	1 室	34 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等・防犯設備	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 393.91 m ² (砂場 6 m ²)	

5 事業の目的、運営方針

目 的	きらきらキッズは、児童福祉法の設備及び運営に関する基準に基づき、家庭的保育事業等を利用する乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うこととする。
運 営 方 針	保育理念 家族が安心して仕事に従事できるよう、子ども一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかに育つ保育所型事業所内保育所を目指します。 保育方針 ・子ども一人ひとりの発達をふまえた保育を行います。 ・子ども一人ひとりの思いに寄り添い、豊かな感情を育てます。 ・子どもが安心して生活できる環境を整えます。 保育目標 ・元気な子 ・遊べる子 ・やさしい子

6 職員体制

責 任 者	1 人
保 育 士	5 人 以上
調 理 員	1 人 以上

7 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日・祝日・年末年始 12/29～1/3 ※その他、警戒レベル 4 以上が発令される災害時には状況に応じ休園になることがあります。

8 保育を提供する時間

(1) 開所時間

開 所 時 間	7 時 30 分から 18 時 30 分まで
---------	------------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

保 育 時 間 （ 11 時 間 ）	7 時 30 分から 18 時 30 分まで
延 長 保 育 時 間 （ 土 曜 日 を 除 く ）	夕：18 時 31 分から 19 時 30 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

保 育 時 間 （ 8 時 間 ）	8 時 30 分から 16 時 30 分まで
延 長 保 育 時 間	朝：7 時 30 分から 8 時 29 分まで 夕：16 時 31 分から 19 時 30 分まで

9 利用料金

(1) 従業員枠の方

① 利用料（利用者負担）

保護者が居住する市町村が定める利用料から 5, 0 0 0 円の割引

※非課税世帯：保育料及び副食費免除

② 延長保育料

延長保育時間	保育標準時間		保育短時間
	月額	日額	日額
～19：00	1,000 円	100 円	30 分 80 円
～19：30	2,000 円	200 円	

※非課税世帯については、半額となります。

(2) 地域枠の方

① 利用料（利用者負担）

保護者が居住する市町村が定める利用料

② 延長保育料

延長保育時間	保育標準時間		保育短時間
	月額	日額	日額
～19：00	1,600 円	160 円	30 分
～19：30	2,600 円	260 円	100 円

※非課税世帯については、半額となります。

10 支払方法

利用者負担金等は当月末日精算の翌々月 10 日払いです。

- ・指定の口座から自動引き落としとしてお願いします。（手数料無料）
- ・振込での支払いを希望される場合はお申し出ください。また、振込の際は下記の口座に振り込みを行って下さい。尚、振込手数料は各個人でご負担願います。

○伊予銀行 堀江支店 普通預金 口座番号 1411993

社会福祉法人 福角会 きらきらキッズ 理事長 山崎 隆

- ・現金での取り扱いは行いません。

11 提供する保育・教育の内容

- ・当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- ・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。
- ・当園は、利用する子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・当園は、子ども子育て支援法(平成24年8月22日法律65号)並びに「松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年7月11日松山市条例52）、保育所保育指針（平成二十年三月二十八日厚労告百四十一）等の関係法を遵守し、事業を実施するものとする。

<一日の流れ>

●0.1 歳児の一日の流れ

時間/内容	保育内容	
	保育標準時間	保育短時間
7 : 30	登園/通常保育開始	延長保育開始
8 : 30		登園/通常保育開始
9 : 00	おやつ 排泄	おやつ 排泄
9 : 30	午前の保育	午前の保育
11 : 15	昼食準備（排泄・手洗い） 昼食	昼食準備（排泄・手洗い） 昼食
12 : 30	午睡	午睡
15 : 00	目覚め（排泄・着替え）	目覚め（排泄・着替え）
15 : 30	おやつ 午後の保育	おやつ 午後の保育
16 : 30		降園/通常保育終了/延長保育開始 （18:30・延長おやつ）
18 : 30	降園/通常保育終了/延長保育開始（延長おやつ）	
19 : 30	延長保育終了	延長保育終了

※0 歳児は子どもに応じて授乳・睡眠を行う。

●1.2 歳児の一日の流れ

時間/内容	保育内容	
	保育標準時間	保育短時間
7 : 30	登園/通常保育開始	延長保育開始
8 : 30		登園/通常保育開始
9 : 00	おやつ 排泄	おやつ 排泄
9 : 30	午前の保育	午前の保育
11 : 30	昼食準備（排泄・手洗い） 昼食	昼食準備（排泄・手洗い） 昼食
12 : 30	午睡	午睡
15 : 00	目覚め（排泄・着替え）	目覚め（排泄・着替え）
15 : 30	おやつ 午後の保育	おやつ 午後の保育
16 : 30		降園/通常保育終了/延長保育開始 （18:30・延長おやつ）
18 : 30	降園/通常保育終了/延長保育開始（延長おやつ）	
19 : 30	延長保育終了	延長保育終了

<保育計画（年間）>

● 0 歳児

養護	生命の保持	一人一人の生活リズムが整うよう配慮する
	情緒の安定	一人一人の発達状態を把握し、関わりや受容により安心して過ごせるようにする
教育	健やかにのびのびと育つ	清潔になる心地よさやのびのびと手足を動かす楽しさを知る
		特定の保育士との関わりにより信頼関係が生まれる
	身近な人と気持ちが通じ合う	保育士との関わりの中、安心感を持ち、整えられた環境の下、心地よい生活を送る
		身近な大人に語りかけられることにより、声を出したり、身振りで伝えようとしたりする
	身近なものに関わり感性が育つ	いろいろな素材に触れ、全身で感触を楽しみ感性を育む

● 1, 2 歳児

		1 歳児	2 歳児
養護	生命の保持	身近な保育士との信頼関係が更に深まり、気持ちのよい生活ができるようにする。	保育士との関わりの中で、心身ともに快適な生活が送れるようにする。
	情緒の安定	保育士との十分なスキンシップにより、心地よさや安心感を図れるようにする。	自分の気持ちを表せるように援助し、共感しながら継続的な信頼関係を築くようにする。
教育	健康	身の回りの簡単な事を自分でしようとする気持ちが芽生える。	援助してもらいながら、自分でできる事の楽しさや自分でできた事に喜びを感じる。
	人間関係	身近な保育士や友達に関心を持ち、真似をしたりして自ら関わろうとする。	身近な保育士や友達と安定した関わりの中で共感する喜びを持つ。
	環境	好きな玩具や遊具を使った遊びに関わり、様々な遊びを楽しむ。	身近な物や動植物に好奇心や探究心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
	言葉	話しかけややり取りの中で声や言葉で気持ちを表そうとする。	生活や遊びの中で簡単な言葉でのやり取りを楽しむ。
	表現	保育士と一緒に歌ったり手遊びをしたりリズムに合わせて体を動かして遊ぶ。	保育士や友達と遊ぶ中で自分なりのイメージを膨らませ楽しんで遊ぶ。

<年間行事予定>

4月	お花見	10月	お祭り 運動会（福角保育園に参加）
5月	夏野菜苗植え 健康診断	11月	遠足 花苗植え 健康診断
6月	歯科検診	12月	クリスマスツリー飾り付け クリスマス会・発表会 歯科検診
7月	水遊び・七夕 夏祭り（福角保育園に参加）	1月	もちつき
8月	水遊び	2月	節分
9月	月見だんご作り	3月	親子遠足 お別れ会

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0、1 歳 児	ほし
1、2 歳 児	つき

※一時預かり事業利用の子どもも、月齢に応じたクラスで担任が保育をします。

12 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0 歳児	○	○	○	○
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・自園（くるみ園調理場）にて調理します。
- ・土曜日の保育をご利用の際は必ず2営業日前の17時までにご連絡をお願いします。
- ・くるみ園が休園日にはお弁当の準備をお願いします。
- ・松山市の献立表を基に給食を提供します。
- ・子ども一人一人の発達に合わせた食事の提供を行います。

<アレルギー対応について>

当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・使用する食材の中にアレルギー等で食べられない物については、除去食にて対応いたします。その際には、主治医の意見書の提出をお願いします。主治医による意見書の指示に従って、除去食の提供を行います。除去については、保護者、調理員、担任で話し合いを行い、連携を取り合います。

13 保護者に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

- ・通園かばん（リュック可）
- ・食事用エプロン ・おしぼり ・スプーン/フォーク（ケースに入れて） ・タオル
- ・おむつ ・おむつマット ・布団（布団袋） ・パジャマ（パジャマ袋）
- ・着替え（上下服・下着等） ・ナイロン袋

(2) 毎日持参いただくもの

- | | | |
|----------------|----------------------|---------------|
| ・通園用かばん(リュック可) | ・スプーン/フォーク (ケースに入れて) | |
| ・おしぼり(濡らさずに) | ・食事用エプロン | ・おむつ (必要に応じて) |
| ・おむつマット | ・タオル | |

(3) 服装について

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ・動きやすい服装 | ・自分で脱ぎ着しやすい服装 (1.2 歳児) |
| ・なるべく、紐やフードなど引っ掛かりやすい服装は避けてください。 | |

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- | |
|---|
| ・登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 |
| ・当日に体調不良等で欠席する場合、登園が遅れる場合は 9 時までにご連絡をお願いいたします。 |
| ・必ず、保育室まで子どもさんを連れて来ていただき、その日の体調等について職員へ伝えてください。 |
| ・指定の感染症に罹患した後の登園初日には「登園届」の提出が必要です。 |

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- | |
|--|
| ・お迎えが保護者以外の方の場合は、誰が迎えに来るのかご連絡ください。 |
| ・当日、延長保育を利用する場合は、必ず 17 時までにご連絡ください。
(延長保育おやつの関係上) |
| ・必ず、保育室までお迎えに来てください。 |

15 園と保護者との連携について

- | |
|---|
| ・お子様一人一人に連絡帳を用意し、園での様子や食事量、睡眠時間等についてお知らせいたします。降園後と翌朝の家庭での様子をお知らせください。また、保護者と園が一緒に子どもさんを育てるためにも、子どもさんのことで心配事や分からない事等、いつでも職員へお尋ねください。 |
| ・毎月園だよりを発行します。園行事や保健衛生等についてお知らせします。 |

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

松山市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する基準を定める条例（平成 26 年 7 月 11 日松山市条例第 52 号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	年 2 回
歯科検診	全園児	年 2 回
身長体重測定	全園児	月 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・毎日、朝昼夕に検温を行います。微熱等ある場合は、必要に応じて検温を行います。
- ・園の管理下にある時に、負傷があった場合は保護者へ連絡をし、必要の際はどの病院を受診すればよいか相談し、園から病院へ連れて行きます。
- ・園で熱が 38 度以上でた場合は保護者方へ連絡し、その対応について相談します。
- ・感染症による長期欠席後の登園については、医師の指示に従ってください。
- ・投薬については、医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は、「薬に関する連絡票」に記載の上、職員に手渡ししてください。

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園の管理下にいる時に感染症が発生した場合は、保護者へ連絡をするとともに、医務室にて隔離し、まん延しない手立てを行います。
- ・感染症が発生した場合は、乳児室、保育室のボード及び連絡帳にてお知らせします。
- ・感染症の 2 次感染を防ぐ為にも、予防接種は受けるようにしてください。

18 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合、くるみ園職員と連携しながら、その子どもに応じた保育、療育を行います。

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童を保育する場合、主治医及び保護者の指示に従って、できる範囲の保育を行います。

20 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	佐藤内科
医 院 長 名	佐藤 真
所 在 地	愛媛県松山市鴨川 1 丁目 8-26
電 話 番 号	089-978-0018

21 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	まこと歯科クリニック
医 院 長 名	今井 真
所 在 地	愛媛県松山市福角町甲 538-10
電 話 番 号	089-978-7677

22 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	松山西警察署
消防署	松山市消防局中央消防署城北支所

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	秋山 優樹	
避難訓練	火災・地震・水害を想定した避難訓練、消火訓練、通報訓練 月1回（地震訓練時には救出訓練を実施）	
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・消火器・誘導灯	
避難場所	第1避難場所	園庭
	第2避難場所	ラ・ルーチェ駐車場
	第3避難場所	福角保育園
大規模災害時 避難場所	第1避難場所	松山福祉園
	第2避難場所	いつきの里

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社名	㈱損害保険ジャパン
保険金額	1事故7億円・1名につき1億円

25 業務の質の評価について

自己評価	実施方法：保育士等の自己評価を毎年1回行い、評価結果を基に 全員で話し合いを実施。結果をホームページ上で公開。
保護者アンケート	実施方法：保護者アンケートを毎年1回行い、評価結果を 園内掲示板にて公開。

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 矢野 恵理子	電話番号 089-995-8528
相談・苦情解決責任者	氏名 芳野 道子	電話番号 089-995-8528
第三者委員	川中 国和	電話番号 089-993-3104
		社会福祉法人 福角会 監事
	萬 喜志男	電話番号 089-979-0805
		社会福祉法人福角会 評議委員選任・解任委員
行政等の受付機関	松山市	保健福祉部 保育・幼稚園課 電話番号 089-948-6412
	愛媛県 社会福祉協議会	運営適正化委員会 電話番号 089-998-3477

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

スタッフルームの入り口にご意見箱を設置しています。

27 虐待防止窓口

虐待防止に係る窓口を以下のとおり設置しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止責任者	氏名 矢野 恵理子 電話番号 089-995-8528
---------	--------------------------------

28 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理

個人情報に係る窓口を以下のとおり設置しています。

個人情報保護管理者	氏名 芳野 道子 電話番号 089-995-8528
-----------	-------------------------------

園児に関する情報を提供する場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。

また、職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報については、在職中及び退職後においても他に漏らしません。

29 連携施設

連携施設の種類	保育所型認定こども園
名称	認定こども園福角保育園
所在地	愛媛県松山市福角町甲 1258 番地 2
連携協力の概要	合同保育の実施、卒園後の受け入れ

30 地域の育児支援について

- ・地域枠の定員を設けて、働きながら子育てする方の支援を行います。

31 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施年月日	2022年実施
評価機関の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
結果の開示状況	愛媛県ホームページにて開示

32 契約解除に関する事項

契約解除	事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちに契約を解除することができます。 (1) 保護者が、当園に支払うべき、保育料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて催告したにもかかわらず、その期限内までに支払いがない場合 (2) 保護者が通知を行わず利用を1ヶ月間行わなかった場合 (3) 本契約の園児及び保護者が、他の園児の生命、身体、財産、信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合 (3) 保護者及び園児が、故意または重大な過失等により当園または保育士等の生命、身体、財産、信用を傷つけること等によって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
------	---

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：きらきらキッズ

所在地：松山市福角町甲1285番地1

説明者職名：主任保育士 矢野 恵理子 印

私は、書面に基づいてきらきらキッズの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

個人情報の利用目的について

社会福祉法人福角会 きらきらキッズ

保育園の通常業務で想定される個人情報の利用目的は以下のとおりです。

■園児への保育サービスの提供に必要な利用目的

1. 内部での利用に係る事例

- (1) 保育サービス
延長保育、連携施設との連携、地域交流活動
- (2) 管理運営業務
 - ① 入退園、登降園時の管理
入園承諾書、入園申請書の写し、入園児童台帳、面接票、家庭環境調査書、成育歴および健康管理に関する書類、緊急連絡表、災害時引き渡しカード、視診表（園児名簿）、食事状況調査表
 - ② 会計・経理
保育料、延長保育料
 - ③ 事故等の報告
民間保険会社
 - ④ 保育内容の質向上
出席簿、児童票、個別指導計画、保育指導計画、保育日誌、会議録、身長体重記録表、健康診断記録簿、視診表（健康チェック・睡眠チェック・検温）、誕生表、苦情受付簿、名札（タオル掛け、靴箱、ロッカー、連絡ノート、その他の個人用持ち物）、写真及び作品展示、各たより及び配付物、新聞等への必要に応じた掲載、テレビ取材協力
- (3) 費用の請求および収受に関する事務
保育料・延長保育料

2. 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- (1) 検診、検査の実施機関…健康診断、歯科健診
- (2) 家族等への心身の状況についての説明
- (3) 損害賠償等にかかわる弁護士および保険会社等への相談・説明

■上記以外の利用目的

1. 内部での利用にかかる事例

- (1) 保育サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 保育園内で行われる実習生、ボランティア受け入れ
- (3) 保育園内において行われる事例研究等

2. 外部等への情報提供をともなう事例

- (1) 外部監査機関、サービス評価機関への情報提供
- (2) 保育研究会等への資料提供
- (3) 移籍先への要録等の情報提供
- (4) 児童相談所・教育相談所・ケース会議等への情報提供

3. 市から依頼を受け配布、提出する書類

入園（継続）申請書、承諾書（源泉徴収表）、雇用（内定）証明書、入所時健康診断書、保育料通知書、保育料納付書

保育園利用に関する個人情報の使用等に係る同意書

以下に定める条件のとおり、園児と保護者
は、社会福祉法人福角会、三浦工業株式会社、医療法人祐心會が共同運営する『きらきらキッズ』（以下、「当園」という。）が、園児および保護者、家族の個人情報を下記利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

保育サービス提供に必要な期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 園児の保育サービス事業を提供していくうえで必要なため
- (2) 園児に関わる保育計画等の立案や円滑な保育サービスを提供していくために実施する職員会議等への情報提供のため
- (3) 保育内容の質を向上させていくための会議等において個々の情報を必要とするため
- (4) 公的機関、医療機関等との連絡調整や嘱託医の意見を求める必要がある場合
- (5) 園児の健康状況、生活状況を把握し健康、安全な生活ができる環境を提供するため
- (6) 乳幼児などの保育に関する相談に対し、助言、指導が必要な際の情報提供のため
- (7) 園児の安全かつ発育、発達に即した食事提供のため
- (8) 会計・経理等園の管理運営上必要な場合
- (9) その他のサービス提供で必要な場合
- (10) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- (3) 当園における他のサービス契約が発生した際には、本書をもって同意を得たものとする。

年 月 日

きらきらキッズ 園長 あて

保護者住所：

児 童 氏 名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：